

**指定通所介護事業所 介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業
トレーニングデイ 110 重要事項説明書**

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0898-25-0110 (月曜日から土曜日 8:30~17:30まで)

職名 生活相談員

2. デイサービスの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称 トレーニングデイ 110
所在地 今治市蒼社町2-2-60
サービスの種類 通所介護事業
介護予防・日常生活総合事業第一号事業
サービスを提供する対象地域 今治市 (島しょ部を除く)

(2) 職員体制

管理者	常勤兼務	1名				
生活相談員	常勤専従	1名	常勤兼務	2名		
介護職員	常勤専従	4名	常勤兼務	2名	非常勤専従	2名
看護職員						
機能訓練指導員	常勤専従	1名				

業務内容

管理者 施設の業務を統括するとともに、職員の指揮監督及び管理運営に当たる。
生活相談員 利用者の生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
看護職員 利用者の看護、日常生活の世話及び健康管理に当たる。
介護職員 利用者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
機能訓練指導員 利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を予防するための訓練に当たる。

設備の概要

定員	30名
静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室
相談室	1室
浴室	普通浴槽 2台
送迎車	4台

(3) 営業日及び時間

月曜日～土曜日 8：30～17：30まで

但し、日曜日・12月31日～1月3日までを除く。

3、サービス内容

①機能訓練	利用者的心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を予防するための訓練を行う。
②食事	栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
③送迎	当事業所の車両にて、利用者の送迎を行う。
④入浴	利用者の身体の状況に応じて、介助浴を行う。
⑤生活相談等	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。

4、料金

(1) 利用料金（通所介護）

① 通所介護利用料 (通常規模事業所 7時間～8時間で算定)

要介護度	1日あたりの 利用料金	自己負担額 (1割)	自己負担金 (2割)	自己負担金 (3割)
要介護 1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護 2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護 3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
要介護 4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護 5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

入浴介助加算	400円	40円	80円	120円
送迎減算	-470円	-47円	-94円	-141円
通所介護サービス提供体制加算Ⅲ	60円	6円	12円	18円
通所介護同一建物減算	-940円	-94円	-188円	-282円
個別機能訓練加算 I(イ)	560円	56円	112	168円

食費	1日当たり	650円
おやつ	1回当たり	50円
行事食 (正月・花見・クリスマス・敬老会等)	1回当たり	800円

② 介護職員等処遇改善加算 I 利用料の自己負担額合計の 9.2%相当

③ その他上記の他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となる。

(2) 利用料金（介護予防通所）

①介護予防・日常生活総合事業第一号事業

要介護度	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1カ月当たりの自己負担額(1割)	1カ月当たりの自己負担額(2割)	1カ月当たりの自己負担額(3割)
要支援1	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

要支援1の方は 436 単位/1回 (ひと月 4回までの単位)

要支援2の方は 447 単位/1回 (ひと月 8回までの単位)

食費	1日当たり	650円
おやつ	1回あたり	50円
行事食 (正月・花見・クリスマス・敬老会等)	1回あたり	800円

① 介護職員等処遇改善加算 I 利用料の自己負担額合計の 9.2%相当

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をするので、現金支払いの場合には15日までに支払うこと。支払いを受けた時には、領収証を発行する。

5、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等で申込みを受ける。当事業所職員が訪問する。

通所介護計画及び介護予防通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と相談すること。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書で申出すること。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了する場合がある。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知する。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了する。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができる。

- ・ 利用者が死亡した場合
- ④ その他
- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができる。
 - ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了する場合がある。

6、当事業所のデイサービスの特徴等

(1) 事業の目的及び運営の方針

[事業の目的] 利用者が、その有する能力に応じ居宅において可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行いものとします。また、日常生活の必要な世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに、ご家族の身体及び精神的負担の軽減を図るものとします。

[運営の方針] 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指す。また、地域との結び付きを重視とともに、関係保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(2) サービス利用のために

男性介護職員	有
従業者への研修の実施	有

(3) 利用に当たっての留意事項

- ・ 機械器具及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。
- ・ 他の利用者の迷惑になる行為は御遠慮ください。
- ・ サービス利用時間中の外出は認められていませんのでご了承ください。
- ・ 所持金等は事故の責任により管理してください。
- ・ また、多額の金品の持ち込みは御遠慮ください。
- ・ ご利用者間での金品の貸し借り授受はトラブルになりますので御遠慮ください。

7、虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待に関する担当者 氏名 石崎 裕幸

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8、事故発生時の対応

事故発生時の際には直ちに、ご家族及び居宅介護支援事業者、保険者に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

医療機関名 :	所在地 :
主治医 :	連絡先 :
家族等氏名 :	所在地 :
連絡先 :	

9、業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

10、衛生管理等

事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、

主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をする。

保険者：今治市 介護保険課	連絡先：0898-36-1526
居宅支援事業所：	担当者： 連絡先：

12、サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所利用者相談・苦情担当 職名 生活相談員
電話 0898-25-0110（月曜日～土曜日 8:30～17:30まで）

- ② 当事業所以外に、関係保険者の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができる。

相談受付窓口	営業時間	営業日	電話番号
今治市 介護保険課	8:30～17:15	月曜日～金曜日	0898-36-1526
愛媛県国民健康保険団体連合	8:30～17:15	月曜日～金曜日	089-968-8700
愛媛県社会保険協議会 救ピット委員会	9:00～12:00 13:00～16:30	月曜日～金曜日	089-998-3477
今治市地域包括支援センター 美須賀・立花	8:30～17:30	月曜日～土曜日	0898-55-8872
今治市地域包括支援センター 日吉・近見	8:30～17:30 土曜日 8:30～12:30	月曜日～土曜日	0898-22-7960
今治市地域包括支援センター 西・南	8:30～17:30	月曜日～金曜日	0898-33-7861
今治市地域包括支援センター 桜井・朝倉・玉川	8:30～17:30	月曜日～金曜日	0898-36-8330
今治市地域包括支援センター 北郷・大西・菊間	8:30～17:30	月曜日～金曜日	0898-53-5540

13、当法人の概要

- | | |
|-------------|--|
| 名称・法人種別 | 介護機器のイトウ株式会社 |
| 代表者役職・氏名 | 代表取締役 長川 裕信 |
| 本部所在地 | 今治市蒼社町2-2-3 |
| 電話番号 | 0898-22-6680 |
| 定款の目的に定めた事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護機器及び介護用品の製造、販売、レンタル、卸 ・事務用機器、家具の販売 ・介護保険法による福祉用具貸与事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業 ・前各号に付帯する一切の業務 |

14、提供するサービスの第三者評価に実施状況について

実施の有無	有	(無)
実施した直近の年月日	令和 年 月 日	
実施した評価機関の名称		
評価結果の開示状況		

通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 今治市蒼社町 2-2-60
名称 トレーニングデイ 110
管理者 鈴木 千草

説明者

氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

(代理人) 住所
氏名
(続柄)